

労働衛生分野に関する法改正について

皆様こんにちは。最近秋の期間がめっきり少なくなり、9月に入っても恐らく真夏の暑さが続いていることと思いますが、今年も10月の全国労働衛生週間が近づいてまいりました。

厚生労働省では、9月を衛生週間の準備期間に位置付けており、自主的な労働衛生対策の取組状況の確認や準備を呼びかけています。先月号では、今年6月に施行された熱中症対策の義務化についてご案内しましたが、それ以外にも今年の5月14日に公布された法改正がありますので、労働衛生分野を中心にご紹介いたします。

1. ストレスチェック制度の義務化

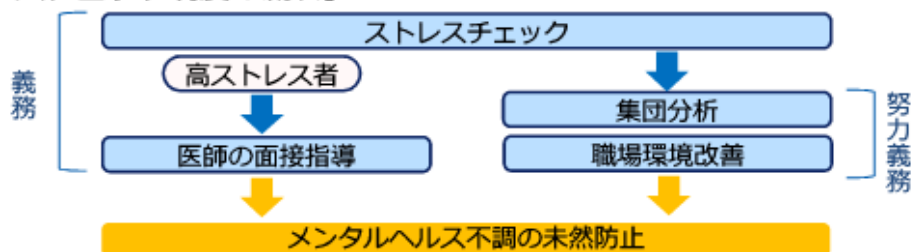
<公布後3年以内に政令で定める日から施行>

メンタルヘルス対策の一つであるストレスチェックは、これまで労働者数50名未満の事業場では努力義務となっておりましたが、今後、すべての事業場で義務化されます。

厚生労働省では、小規模事業者向けの「ストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアル作成」、「高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センターの体制拡充」等の支援を今後進めていくこととしておりますので、施行が猶予されている期間中に、実施内容の確認や体制整備をお願いいたします。

義務化と努力義務の範囲は次のとおりです。

【ストレスチェック制度の流れ】



○ストレスチェック制度の概要➡



2. 治療と仕事の両立支援の取組みの努力義務化

<令和8年4月1日施行>

職場での治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

医療技術の進歩や少子高齢化の進展等を背景に、治療をしながら仕事をする人の割合は年々増加しており、企業にとっても、働く人の安心感やモチベーション向上による人材の定着、働きやすい職場環境の整備等の面でも意義があると言えます。厚生労働省では、両立支援の有効な実施を図るための指針を今後定めることとしておりますので、指針に基づいた体制整備と取組みをお願いいたします。

事業場、労働者、医療機関を両立支援コーディネーターがつなぐ制度のイメージは次のとおりです。

「主治医」「会社・産業医」「両立支援コーディネーター」のトライアングル型のサポート体制の構築



○両立支援制度の概要➡

3. その他の法改正

また、次の分野でも法改正がありました。○法改正概要➡

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止の推進（高年齢労働者の特性に配慮した作業環境改善の努力義務化：R8.4.1 施行）
- ・ 個人事業主等への法の適用（個人事業主等についても、業務災害発生時の報告や自主検査、教育受講等、一部労働安全衛生法の適用対象として位置付け：R9.1.1 施行ほか）
- ・ 化学物質提供時の危険性・有害性情報の通知制度等（安全データシートの通知義務違反の罰則や内容変更時の再通知など：公布後5年以内に政令で定める日から施行）
- ・ 特定自主検査実施基準や技能講習修了証等（フォークリフト等の特定自主検査実施時の基準の遵守や紛らわしい修了証交付の禁止等：R8.1.1 施行）

ハローワークからのお知らせ

～9月は「障害者雇用支援月間」です～

鹿児島労働局やハローワークでは、毎年9月を「障害者雇用支援月間」と定め、企業の方や広く国民のみなさまに対して障害者雇用の機運を醸成するとともに、障害者の職業的自立を支援するため、鹿児島県や関係機関と協力して様々な啓発活動を展開しています。

障害者雇用を進めていく根底には、障害に関係なく希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」をつくっていく必要があります。

企業には**従業員に占める障害者（身体・知的・精神）の割合を法定雇用率の2.5%以上にする義務**があり、従業員が40.0人（短時間労働者は0.5人で算定）以上の場合は障害者を1人以上雇用しなければなりません。（令和8年7月からは、法定雇用率2.7%以上、対象事業主の範囲が従業員37.5人以上に引き上げられます。）

ハローワークでは、障害者雇用を進めるために、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等と連携しての支援や、各種雇用助成金制度の活用を案内しています。

お問い合わせ先

ハローワーク川内 TEL22-8609
ハローワーク出水 TEL62-0685
ハローワーク宮之城 TEL53-0153